

特定非営利活動法人
連塾 殿

特定非営利活動法人に係る県税の課税免除適用通知書

このことについて下記のとおり決定したので通知します。

平成20年5月16日

岡山県備前県民局長



申請者	法人名	特定非営利活動法人 連塾
	所在地	岡山市京山1-2-21

記

県 税 特 例 条 例 に 係 る 決 定 事 項	法人	特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例第 2 条の規定により 法人県民税均等割 を免除する。		
	事業年度	平成19年7月2日	から	平成20年3月31日
	設立年月日	平成19年7月2日	申請年月日	平成20年4月9日
	課税免除額	14,000 円		

- この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。
- 審査請求を行う場合は、この処分を行った県民局長を経由して審査請求書を提出することができます。
- 地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の12の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

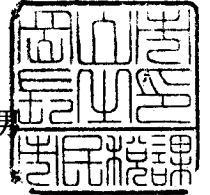
岡市税第 461号

平成20年 6月23日

特定非営利活動法人 連塾

代表者 松畑 熙一様

岡山市長 高谷 茂男



法人市民税の減免について (通知)

先に提出されました法人市民税の減免申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定内容

事業年度	平成19年7月2日～平成20年3月31日	
当初税額	均等割額	33,300円
減免額	均等割額	33,300円
決定税額	均等割額	0円

2 決定理由 岡山市市税条例第31条第1項第5号に該当